

第 3 3 回食品表示部会資料 6 (再配布)

食品表示基準 (案) 新旧対照表

改正案	現行案 (平成26年9月19日付け諮問)																								
<p>(適用範囲) 第一条 【略】 (定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>十 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分(ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。)の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適用する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という。)及び添加物を除き、容器包装に入れられたものに限る。)をいう。</p> <p>十一 栄養素等表示基準値 国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級(十八歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値であつて別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。</p> <p>十二～十九 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 【略】</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>(適用範囲) 第一条 【略】 (定義)</p> <p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>十 栄養機能食品 食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適用する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という。)及び生鮮食品(鶏卵を除く。))【栄養機能食品については現在検討中】をいう。</p> <p>十二～十九 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示)</p> <p>第三条 【略】</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際(設備を設けて飲食させる場合を除く。)には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>【略】</th> <th>【略】</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td>特定保健用食品である旨</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養成分(関与成分を含む。以下特定保</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	【略】	【略】	【略】	特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】		許可等を受けた表示の内容	【略】		栄養成分(関与成分を含む。以下特定保	【略】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【略】</th> <th>【略】</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td>特定保健用食品である旨</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養成分(関与成分を含む。以下特定保</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	【略】	【略】	【略】	特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】		許可等を受けた表示の内容	【略】		栄養成分(関与成分を含む。以下特定保	【略】
【略】	【略】	【略】																							
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】																							
	許可等を受けた表示の内容	【略】																							
	栄養成分(関与成分を含む。以下特定保	【略】																							
【略】	【略】	【略】																							
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】																							
	許可等を受けた表示の内容	【略】																							
	栄養成分(関与成分を含む。以下特定保	【略】																							

健用食品の項において同じ。)の量及び熱量	【略】
一日あたりの摂取目安量	【略】
摂取の方法	【略】
摂取をする上での注意事項	【略】
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
関与成分について <u>栄養等表示基準値</u> が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該 <u>関与成分</u> の <u>栄養等表示基準値</u> に対する割合	【略】
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】

健用食品の項において同じ。)の量及び熱量	【略】
一日あたりの摂取目安量	【略】
摂取の方法	【略】
摂取をする上での注意事項	【略】
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
関与成分について <u>国民の健康の維持増進等</u> を図るために <u>性別及び年齢階級別の摂取量の基準</u> （以下「 <u>摂取基準</u> 」という。）が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該 <u>栄養成分</u> の <u>摂取基準</u> における <u>摂取量を性及び年齢階級</u> （六歳以上に限る。）ごとの <u>人口により加重平均した値</u> （以下「 <u>栄養素等表示基準値</u> 」という。）【 <u>検討中</u> 】に対する割合	【略】
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】

【略】	【略】	【略】
<p>3 【略】</p> <p>第四条～第六条 【略】</p> <p>(任意表示)</p> <p>第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項）については、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>3 【略】</p> <p>第四条～第六条 【略】</p> <p>(任意表示)</p> <p>第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項）については、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>	<p>3 【略】</p> <p>第四条～第六条 【略】</p> <p>(任意表示)</p> <p>第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項（特色のある原材料等に関する事項）については、酒類を販売する場合、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>
<p>【略】</p> <p>栄養機能食品に係る栄養成分の機能</p>	<p>【略】</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 栄養機能食品にあっては、次に掲げる事項を表示する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称 二 栄養成分の機能 三 一日当たりの摂取目安量 四 摂取の方法 五 摂取をする上での注意事項 六 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言 七 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨 八 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の栄養素等表示基準値に対する割合 九 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言 十 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項 十一 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項 二 一の一の栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称は、「栄養機能食品(〇〇)」と表示する(〇〇は、「亜鉛」、「ビタミンA」、「ビタミンB1・ビタミンB2」等の栄養成分の名称とする。))。 三 一の一の栄養成分の機能の表示は、当該食品の一日当たりの摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第二欄に掲げる量以上であるものについて、それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載して行う。この場合において、当該栄養成分の量は、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得るものとする。 	<p>【略】</p> <p>【現在検討中】</p> <p>食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄養成分の機能</p>

	<p>4 1の三の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない。</p> <p>5 1の五の摂取をする上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれをなすなければならない。</p> <p>6 1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</p> <p>7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</p> <p>8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項の表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。）の量及び熱量の項（この表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。）を除く。）の項において準用する場合を含む。）の下欄1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他の一単位（以下この項において「食品単位」という。）当たりの量」とあるのは「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>
【略】	【略】

【略】	【略】

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。

一 【略】

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品（保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）を除く。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。

三～九 【略】

(表示禁止事項)

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項（栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項）の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定（第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。）にかかわらず、同表の中欄に定める様式（当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。）及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。

一 【略】

二 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所（栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品（特定保健用食品を除く。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。）にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書）に表示する。

三～九 【略】

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

九～十一 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(横断的義務表示)

第十八条 【略】

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所を販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	許可等を受けた表示の内容	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量
			一日あたりの摂取目安量
			摂取の方法

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

九～十一 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(横断的義務表示)

第十八条 【略】

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所を販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	許可等を受けた表示の内容	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量
			一日あたりの摂取目安量
			摂取の方法

	【略】	摂取をする上での注意事項	【略】
	【略】	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
	【略】	関与成分について <u>栄養素等表示基準値</u> が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該関与成分の <u>栄養素等表示基準値</u> に対する割合	【略】
	【略】	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】
【略】	【略】		【略】

第十九条～第二十条 【略】

(任意表示)

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する場合を除く。)に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】		【略】
栄養機能食品に係る栄養成分の機能	1	第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の下欄8中「(この表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。)を除く。)の項において準用する場合を含む。)」とあるのは「(第二十一条の表の栄養成分(栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆す	【現在検討中】

	【略】	摂取をする上での注意事項	【略】
	【略】	バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
	【略】	関与成分について <u>摂取基準</u> が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該 <u>栄養素等表示基準値</u> 【 <u>検討中</u> 】に対する割合	【略】
	【略】	調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】
【略】	【略】		【略】

第十九条～第二十条 【略】

(任意表示)

第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する場合を除く。)に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】		【略】
食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして当該栄	【略】		【略】

	る表現を含む。)及び熱量の項において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。
2	栄養機能食品にあっては、保存の方法を第三条第一項の表の保存の方法の項に定める表示の方法を準用して表示する。
3	2の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法の表示を省略することができる。
【略】	

	養成分の機能
【略】	
【略】	

第二十二條 【略】

(表示禁止事項)

第二十三條 食品関連事業者は、第十八條、第十九條及び第二十一條に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した揭示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

七 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 【略】

2 【略】

第二十二條 【略】

(表示禁止事項)

第二十三條 食品関連事業者は、第十八條、第十九條及び第二十一條に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した揭示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

七 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

八 【略】

2 【略】

第二十四條～第四十一條 【略】

附則 【略】

別表第一～別表第八 【略】

別表第九（第三條、第七條、第十二條、第三十四條関係）

第二十四條～第四十一條 【略】

附則 【略】

別表第一～別表第八 【略】

別表第九（第三條、第七條、第十二條、第三十四條関係）

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	0と表示することができる量
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	0と表示することができる量
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【栄養機能食品に係る部分は、検討中】

飽和脂肪酸	【略】	【略】	【略】	【略】
n-3系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	
n-6系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	
コレステロール	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値		
たんぱく質	81g		
脂質	62g		
飽和脂肪酸	16g		
n-3系脂肪酸	2.0g		
n-6系脂肪酸	9.0g		
炭水化物	320g		
食物繊維	19g		
亜鉛	8.8mg		
カリウム	2800mg		
カルシウム	680mg		
クロム	10 μ g		

別表第十（第三条、第十八条関係）

栄養成分及び熱量	単位	栄養素等表示基準値
【検討中】	【検討中】	【検討中】

セレン	28 μ g
鉄	6.8mg
銅	0.9mg
ナトリウム	2900mg
マグネシウム	320mg
マンガン	3.8mg
モリブデン	25 μ g
ヨウ素	130 μ g
リン	900mg
ナイアシン	13mg
パントテン酸	4.8mg
ビオチン	50 μ g
ビタミンA	770 μ g
ビタミンB1	1.2mg
ビタミンB2	1.4mg
ビタミンB6	1.3mg
ビタミンB12	2.4 μ g
ビタミンC	100mg
ビタミンD	5.5 μ g
ビタミンE	6.3mg

ビタミンK	150 μ g
葉酸	240 μ g
熱量	2200kcal

別表第十一（第七条、第九条、第二十一条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
n-3系脂肪酸	0.6g	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	2.0g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
亜鉛	2.64mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	15mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	840mg	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	2800mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	204mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	600mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

別表第十一（第七条、第九条、第二十一条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
【検討中】	【検討中】	【検討中】	【検討中】	【検討中】

※別途、有識者を交えて検討

鉄	2.04mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.27mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	6.0mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	96mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	300mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.9mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.44mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	15μg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄	500μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンA	231 μ g	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	600 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性には過剰摂取にならないよう注意してください。	増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB1	0.36mg	ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	25mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB2	0.42mg	ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	12mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB6	0.39mg	ビタミンB6は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB12	0.72 μ g	ビタミンB12は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	60 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンC	30mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける	1000mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

		とともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。		増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
<u>ビタミンD</u>	<u>1.65μg</u>	<u>ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。</u>	<u>5.0μg</u>	<u>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</u>
<u>ビタミンE</u>	<u>1.89mg</u>	<u>ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。</u>	<u>150mg</u>	<u>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</u>
<u>ビタミンK</u>	<u>45μg</u>	<u>ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。</u>	<u>150μg</u>	<u>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</u>
<u>葉酸</u>	<u>72μg</u>	<u>葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</u> <u>葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。</u>	<u>200μg</u>	<u>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</u> <u>葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。</u>

別表第十二（第七条関係）

別表第十二（第七条関係）

栄養成分	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値
------	------------	------------	---------------

栄養成分	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値
------	------------	------------	---------------

食品100g当たり (括弧内は、一般に 飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	100kcal当 たり	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	100kcal当 たり	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	100kcal当 たり	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	100kcal当 たり
たんぱく質	16.2g (8.1g)	8.1g	8.1g (4.1g)	4.1g	8.1g (4.1g)	4.1g	【検討中】
食物繊維	6g (3g)	3g	3g (1.5g)	1.5g	3g (1.5g)	1.5g	【検討中】
亜鉛	2.64mg (1.32mg)	0.88mg	1.32mg (0.66mg)	0.44mg	0.88mg (0.88mg)	0.44mg	【検討中】
カリウム	840mg (420mg)	280mg	420mg (210mg)	140mg	280mg (280mg)	140mg	【検討中】
カルシウム	204mg (102mg)	68mg	102mg (51mg)	34mg	68mg (68mg)	34mg	【検討中】
鉄	2.04mg (1.02mg)	0.68mg	1.02mg (0.51mg)	0.34mg	0.68mg (0.68mg)	0.34mg	【検討中】
銅	0.27mg (0.14mg)	0.09mg	0.14mg (0.07mg)	0.05mg	0.09mg (0.09mg)	0.05mg	【検討中】
マグネシウム	96mg (48mg)	32mg	48mg (24mg)	16mg	32mg (32mg)	16mg	【検討中】
ナイアシン	3.9mg (1.95mg)	1.3mg	1.95mg (0.98mg)	0.65mg	1.3mg (1.3mg)	0.65mg	【検討中】
パントテン酸	1.44mg (0.72mg)	0.48mg	0.72mg (0.36mg)	0.24mg	0.48mg (0.48mg)	0.24mg	【検討中】
ビオチン	15μg (7.5μg)	5μg	7.5μg (3.8μg)	2.5μg	5μg (5μg)	2.5μg	【検討中】
ビタミンA	231μg (116μg)	77μg	116μg (58μg)	39μg	77μg (77μg)	39μg	【検討中】
ビタミンB1	0.36mg (0.18mg)	0.12mg	0.18mg (0.09mg)	0.06mg	0.12mg (0.12mg)	0.06mg	【検討中】
ビタミンB2	0.42mg (0.21mg)	0.14mg	0.21mg (0.11mg)	0.07mg	0.14mg (0.14mg)	0.07mg	【検討中】
ビタミンB6	0.39mg (0.20mg)	0.13mg	0.20mg (0.10mg)	0.07mg	0.13mg (0.13mg)	0.07mg	【検討中】
ビタミンB12	0.72mg (0.36mg)	0.24mg	0.36mg (0.18mg)	0.12mg	0.24mg (0.24mg)	0.12mg	【検討中】
ビタミンC	30mg (15mg)	10mg	15mg (7.5mg)	5mg	10mg (10mg)	5mg	【検討中】

※数値は別途検討される栄養素等表示基準値に基づき設定

ビタミンD	$\frac{1.65 \mu\text{g}}{}$ (0.83 μg)	$\frac{0.55 \mu\text{g}}{}$	$\frac{0.83 \mu\text{g}}{}$ (0.41 μg)	$\frac{0.28 \mu\text{g}}{}$	$\frac{0.55 \mu\text{g}}{}$ (0.55 μg)
ビタミンE	$\frac{1.89\text{mg}}{}$ (0.95mg)	$\frac{0.63\text{mg}}{}$	$\frac{0.95\text{mg}}{}$ (0.47mg)	$\frac{0.32\text{mg}}{}$	$\frac{0.63\text{mg}}{}$ (0.63mg)
ビタミンK	$\frac{45 \mu\text{g}}{}$ (22.5 μg)	$\frac{30 \mu\text{g}}{}$	$\frac{22.5 \mu\text{g}}{}$ (11.3 μg)	$\frac{7.5 \mu\text{g}}{}$	$\frac{15 \mu\text{g}}{}$ (15 μg)
葉酸	$\frac{72 \mu\text{g}}{}$ (36 μg)	$\frac{24 \mu\text{g}}{}$	$\frac{36 \mu\text{g}}{}$ (18 μg)	$\frac{12 \mu\text{g}}{}$	$\frac{24 \mu\text{g}}{}$ (24 μg)

別表第十三～別表第二十五 【略】

別表第十三～別表第二十五 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】